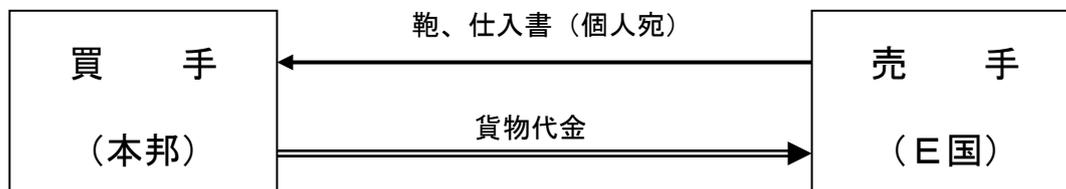


2. ネットオークションにより輸入する貨物の課税価格



【照会要旨】

私（買手）は、一般消費者が個人で参加できるネットオークションを利用して、日常生活で個人的に使用するための靴をE国の売手から購入（輸入）します。

この貨物の仕入書が私宛てであることから、私の名前で輸入（納税）申告を行いますが、この輸入貨物の課税価格はどのように計算するのですか。

【回答要旨】

上記の取引において、貴方が輸入する貨物は、その輸入取引が小売取引の段階によるものと認められ、かつ、輸入者である貴方の個人的な使用に供されると認められることから、その貨物の課税価格は、その貨物の輸入が通常の卸取引の段階でされたとした場合の価格になります。

（理由）

「現実支払価格」とは、買手が売手に対して又は売手のために、輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみて輸入貨物の輸入取引をするために現実に支払った又は支払うべき総額をいい、売手の債務の弁済等の間接的な支払の額を含みます。

ただし、輸入取引が小売取引の段階によるものと認められる貨物で、その輸入者の個人的な使用に供されると認められるものであるときには、その貨物の課税価格は、その小売取引における価格によることなく、その貨物の輸入が通常の卸取引の段階でされたとした場合の価格によることとされています。

上記の取引において、貴方（買手）が個人名義により輸入する貨物は、一般消費者が個人で参加できるネットオークションにより購入されているものであることから、その取引は小売取引の段階によるものと認められます。

また、その貨物は、貴方が日常生活で使用するために輸入するものであることから、輸入者の個人的な使用に供されると認められます。

よって、関税定率法第4条の6第2項に定める輸入貨物に係る課税価格の決定の特例を適用して、その貨物の輸入が通常の卸取引の段階でされたとした場合の価格により、その貨物の課税価格を計算することができます。

なお、「貨物の輸入が通常の卸取引の段階でされたとした場合の価格」とは、本邦の卸売業者が一般的に本邦における再販売等の商業目的のために当該貨物と同種の貨物を当該外国において卸取引の段階で購入するとした場合の価格とされていますので、当該輸入貨物に係る運賃等の費用を別途加算する必要はありません。

【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項、第4条の6第2項

関税定率法施行令第1条の4

関税定率法基本通達4-2(1)、4の6-2

注記

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合には、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

(具体的な貨物の関税評価上の取扱いについて輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)